**○国土交通省告示第三百八十八号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十七第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十五年国土交通省告示第千八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二日　国土交通大臣　石井　啓一

別表の四項承認性能評価機関の名称欄中「ＳＰスウェーデン国立試験研究所」を「ＲＩＳＥスウェーデン国研究機構」に改める。

**○国土交通省告示第三百八十九号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録の更新をしたので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十九年五月二日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法第二十八条第七項において準用する第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件

一　登録更新年月日　平成二十九年四月二十五日

二　登録番号　3

三　登録の更新を受けた登録検査機関の名称　一般財団法人新日本検定協会

四　住所　東京都港区高輪三丁目二十五番二十三号

五　代表者の氏名　石田　隆丸

六　船舶安全法別表第五の上欄に掲げる検査の区分　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査

七　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他の積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の名称及び所在地

| 名　称 | 住　所 |
|---|---|
| 本部 | 東京都港区高輪三丁目25番23号 |
| 苫小牧事業所 | 北海道苫小牧市新中野町一丁目４番15号 |
| 鹿島事業所 | 茨城県神栖市東深芝８番地 |
| 千葉事業所 | 千葉県市原市千種海岸７番10号 |
| 首都圏サーベイセンター | 東京都港区高輪三丁目25番23号 |
| 横浜事業所 | 神奈川県横浜市中区海岸通三丁目９番地 |
| 横浜大黒事業所 | 神奈川県横浜市鶴見区大黒町９番15号 |
| 川崎事業所 | 神奈川県川崎市川崎区宮前町８番13 |
| 清水事業所 | 静岡県静岡市清水区日の出町２番６号 |
| 四日市事業所 | 三重県四日市市西浜田町２番６号 |
| 知多事業所 | 愛知県知多市新知字大内38番１号 |
| 大阪事業所 | 大阪府大阪市港区築港三丁目７番15号 |
| 堺事業所 | 大阪府高石市高師ノ浜一丁目１番地26号 |
| 神戸事業所 | 兵庫県神戸市中央区海岸通一丁目１番地１ |
| 姫路事業所 | 兵庫県姫路市広畑区正門通３の４番地 |
| 水島事業所 | 岡山県倉敷市水島南幸町３番39号 |
| 岩国事業所 | 山口県岩国市麻里布町一丁目４番19号 |
| 九州事業所 | 福岡県北九州市門司区東本町一丁目６番24号 |
| 福岡事業所 | 福岡県福岡市博多区中呉服町２番７号 |
| 大分事業所 | 大分県大分市大字家島字江合1055番地１ |

**○国土交通省告示第三百九十号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十九年四月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年五月二日　国土交通大臣　石井　啓一

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第Ｐ－635号 | 油吸着材 | カクタスＭ－50ＨＫ | 株式会社アーキュレア | 大阪府大阪市中央区備後町三丁目２番15号 |
| 第Ｐ－636号 | 〃 | カクタスＭ－65ＨＫ | 〃 | 〃 |

**○防衛省告示第八十一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年五月二日　防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年五月十六日（予備、同月十七日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度〇九分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度四七分一二秒

(エ)　東経一二八度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

自衛艦九隻

実施艦等

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第八十二号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年五月二日　防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年五月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻